

機関誌等編集委員会規程

- 1 公益社団法人日本心理学会定款第4条(2), 第57条及び委員会規程に基づく機関誌等編集委員会(以下, 委員会という。)は, 本規程の定めるところによる。
- 2 委員会は, 「心理学研究」及び“Japanese Psychological Research”の編集並びに掲載論文等の審査を行う。
- 3 委員会は, 委員若干名で組織する。
 - 2 委員は, 原則として各領域に複数名を置く。
 - 3 委員は, 原則として正会員の中から常務理事会が推薦し, 理事長が委嘱する。
 - 4 委員の任期は, 1期2年とし, 再任を妨げない。
 - 5 委員長は, 常務理事の中から理事長が指名する。
 - 6 委員長の任期は, 常務理事の在任期間とする。
 - 7 委員長指名による副委員長を置き, 委員長を補佐する。
 - 8 委員長に事故があるときは, あらかじめ委員長が指名する委員が, その職務を代行する。
- 4 委員長は, 論文の審査に関して, 委員会の意見を聞いて編集協力委員を委嘱することができる。
- 5 本規程の改正は, 理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本規程は, 1994年9月20日より施行する。
- 2 本規程は, 1994年9月20日制定の機関誌編集委員会規程を改正したものである。
- 3 本規程の改正は, 2000年3月11日より施行する。
- 4 本規程の改正は, 2001年11月6日より施行する。
- 5 本規程の改正は, 2007年4月1日より施行する。
- 6 本規程の改正は, 2010年6月20日より施行する。
- 7 本規程は, 2011年4月1日より施行する。
- 8 本規程の改正は, 2015年6月21日より施行する。